

厚生労働省告示第三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第五項から第七項までの規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年一月九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第1 1～1141 (略) <u>1142 体細胞遺伝子変異解析システム(抗悪性腫瘍薬適応判定用)</u></p> <p>別表第2 1～1979 (略) <u>1980 頭蓋形状矯正ヘルメット</u> <u>1981 直腸用プラグ</u> <u>1982 歯科三次元積層造形用金属材料</u></p> <p>別表第3 1～1197 (略) <u>1198 体外式ペースメーカー用ケーブル及びアダプタ</u></p>	<p>別表第1 1～1141 (略) (新設)</p> <p>別表第2 1～1979 (略) (新設) (新設) (新設)</p> <p>別表第3 1～1197 (略) (新設)</p>